

平成 28 年度第 3 回都市計画審議会
平成 28 年 11 月 10 日（木）午前 10 : 00～

報告第 2 号

西宮市都市計画マスタープランの部分的な見直しについて【報告】

目 次

1. 西宮市都市計画マスタープランの部分的な見直しについて

資料 1 西宮市都市計画マスタープラン(素案)

資料 2 西宮市都市計画マスタープラン(23 年度策定)

資料 3 意見募集の配布資料

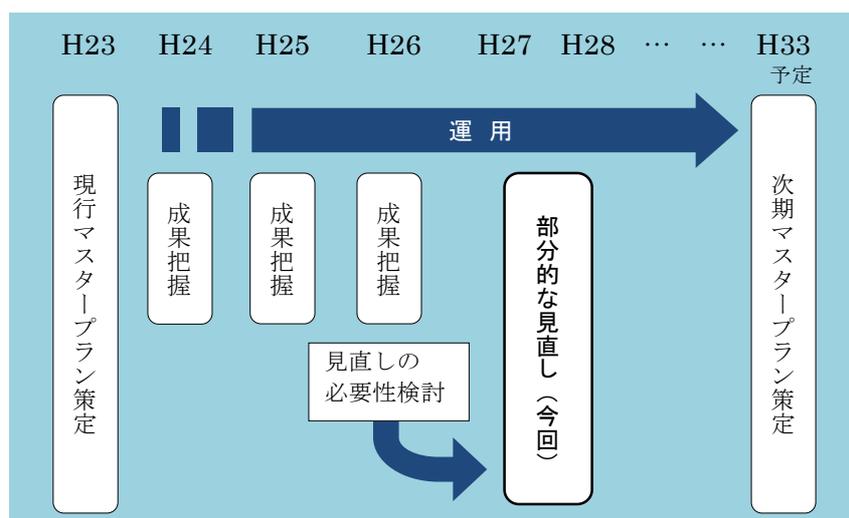
西宮市都市計画マスタープランの部分的な見直しについて

1. 見直しの経緯

西宮市では、平成 14 年に初めての都市計画マスタープランを策定し、平成 23 年度に 1 回目の定期見直しを実施している。

現行のマスタープランでは、計画期間を平成 23 年度から概ね 10 年に設定しており、1 年ごとに成果を把握し、3 年ごとに部分見直しの必要性を検討することとなっている。

策定から 3 年間の運用を経て、平成 26 年度に「都市計画マスタープラン見直し必要性検討委員会」を設置し、これまでの運用状況を踏まえて検討を行った結果、**部分的な見直し**を行うこととなった。



2. 現行マスタープランの特徴

これからの西宮のまちづくりでは、都市構造を大きく再編するのではなく、今ある都市計画の内容を尊重しながら、暮らしの視点から都市の質を高める必要があると考えているため

- これまでのような土地利用や市街地整備などの方針図や地域別の構想図を示していない。
- 地域住民が中心となって、このマスタープランを基に、それぞれの地域でまちづくりについて話し合い、考えることを重視した構成としている。

3. 現状と課題

(1) 都市計画や関連計画を定める際の問題点

- 現行のマスタープランには都市構造、都市空間整備や土地利用などに関する具体的な方針が記載されていない。
 - 都市計画、新たに立地適正化計画など関連計画を定める際の拠り所とするものがない。

※ 旧マスタープラン（H14 策定）を参照せざるを得なかった事例

用途見直し検討（H23）、総合交通戦略（H28）、都市計画道路見直し（H27）など

(2) 総合計画との関係

- マスタープランは市の総合計画に則して定めるとされているが、現行のマスタープランには、総合計画に記載されている
 - ◆ 地域別整備方針
 - ◆ 都市構造
 - ◆ 土地利用基本方針など都市空間整備の基本方針に則した記載がない。
- 施策展開の方向性や事業の位置づけが網羅的かつ詳細なものとはなっておらず、むしろ総合計画の方が具体的かつ実務的な内容となっている。
 - 上位計画との整合がとれていない。

(3) 地区まちづくり計画

- 策定後、市内の 132 町に対して、計画策定の働きかけを行ったものの計画づくりに取り組んだ地区は 1 地区のみであり、策定にも至っていない。
 - 喫緊の課題が無い地区で、住民自らまちづくりに取り組む意欲は起きにくい。
 - 民地側のルールづくりを目指すことのみを主眼を置いており、策定することによる住民のメリットを十分に示すことができていない。

(4) 成果把握とマスタープラン見直しの仕組み

- 成果把握は「暮らしとまちの将来像」への到達度を把握することとしており、1 年ごとに実施することとなっている。
 - 都市計画分野では、1 年ごとに成果を実感することが難しい。
- アウトプット指標は、将来像との関連性により抽出した施策の進捗状況としている。
- アウトカム指標は、「まちづくり評価アンケート（政策局実施）」と、マスタープラン策定に関わった市民による「実感把握ワークショップ・アンケート」を活用している。
 - 施策の進捗状況からマスタープランの達成度を読み取ることができていない。

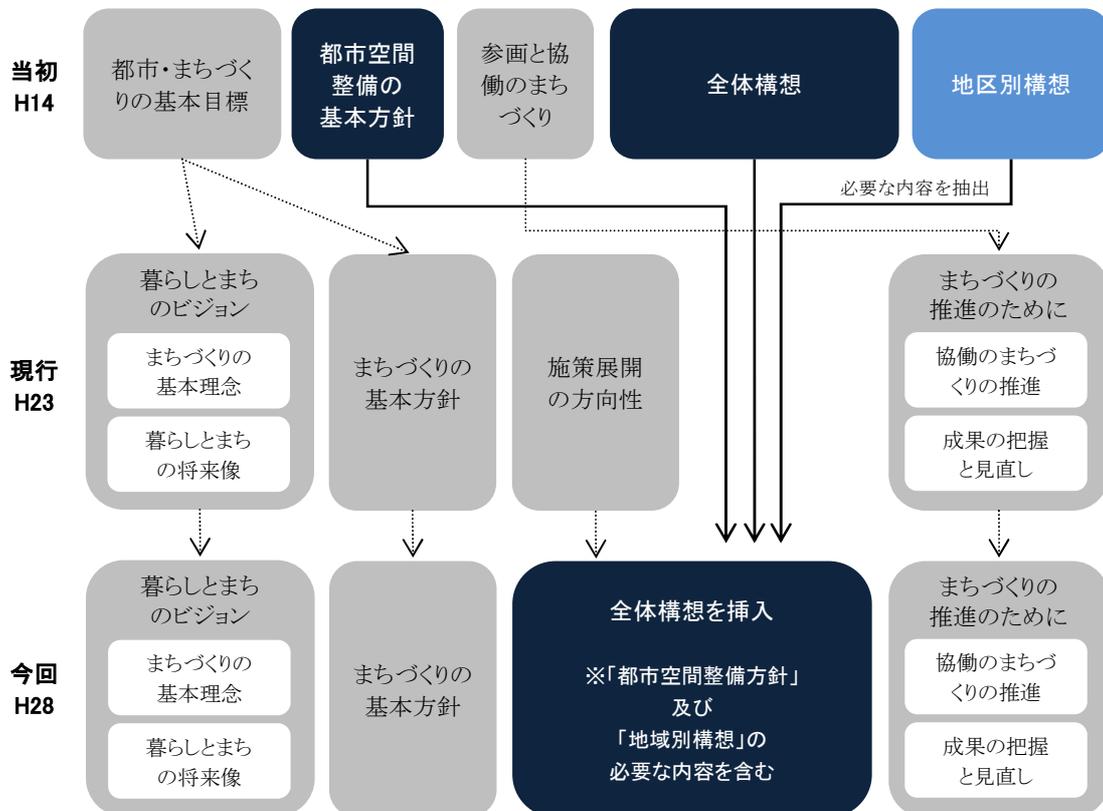
- ▶ まちづくり評価アンケートは、隔年実施で、アンケートの項目数も少なく、大まかな評価しかできない。
- ▶ 実感把握アンケートは、年度ごとに満足度にバラつきが大きい。
- ▶ アウトプット及びアウトカム指標から将来像への到達度を読み解くことができていない。

以上の理由から、平成 26 年度「都市計画マスタープラン見直し必要性検討委員会」においてマスタープランの部分的な見直しが必要であると判断された。【別紙「答申書」参照】

4. 見直しの概要

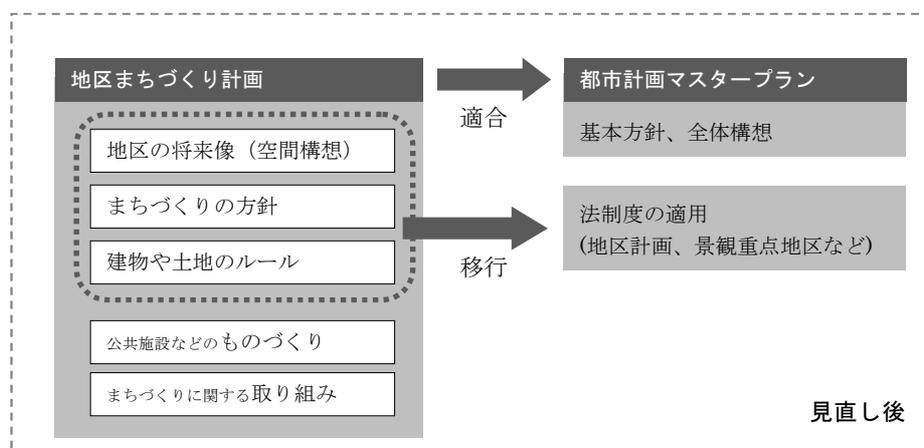
(1) 全体構想の追加

都市計画手続きや市民への具体的な情報提供など、より円滑な行政運営を図るために、都市空間整備や土地利用などに関する具体的な方針を記載した全体構想を追加することとし、平成 14 年時のマスタープランの構成及び記載事項をベースに内容の更新を行った。



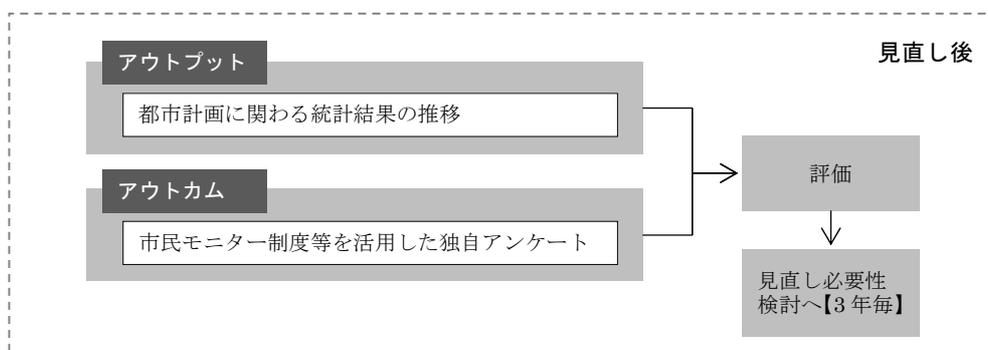
(2) 地区まちづくりのしくみの補強

- 地域の発意を醸成するためにも、地区まちづくり計画の構成要素に、公共施設等の「ものづくり」とまちづくりに付随する「取り組み」を追加し、将来像実現に向けた取り組みへの実効性が感じられる仕組みに変更した。
- ものづくりは、住民自ら、地域の住環境を保全・向上することを目的として地区計画等を策定する際に、必要となる道路・公園等の公共施設の整備を、地区まちづくり計画に位置付けることで、住民と協働で整備を検討するもの。
- 取り組みは、ルールやものづくりと合わせて行う緑化や美化などの取り組み。



(3) 成果把握とマスタープラン見直しのしくみ

- アウトプット指標は、都市計画に関わる各種の統計等の推移から平成 23 年の策定以降における都市の傾向を読み解くものとする。
- アウトカム指標は、市民モニター制度等を活用し独自のアンケートを実施するものとし、評価の対象を将来像 (ビジョン) からまちづくりの基本方針に変更する。
- 成果把握の実施頻度を 3 年ごとに変更し、次回の定期見直しを見据えたものとする。



【見直し後の構成イメージ】

構成		項目	見直し内容
序章	これからのまちづくり		・文言の修正
1章	暮らしとまちのビジョン		変更なし
2章	まちづくりの基本方針と 施策展開の方向性		・施策展開の方向性は3章全体構 想に移行
3章 (追加)	全体構想	土地利用、交通、環境、 景観、防災など	・H14策定の旧都市マスをベー スに作成
4章	まちづくりの推進た めに	協働のまちづくりの推進	・地区まちづくり計画の枠組みにも のづくりと取組みを追加
		成果の把握と見直し	・成果把握の手法と実施頻度を見 直し
参考資料		西宮市の概況	・都市計画に関連する統計デー タ等を追加
		都市計画概要図 ↓ 西宮市の都市計画	・都市計画決定の状況を追加

5. スケジュール

H28	11月10日	都市計画審議会へ報告
	11月11日～12月9日	意見募集の実施（都市計画法第18条の2第2項）
H29	1月27日	都市計画審議会へ諮問
	3月	印刷・配付